平成２１年（フ）第３２４号
金沢市緑が丘17番８号
債務者　平岡　研吾
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　雅幸
4　破産債権の届出期間　平成21年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９号
宮城県登米市迫町佐沼字中江５丁目８番地27
債務者　浅野　悌二
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月13日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第８２号
兵庫県西脇市谷町108番地の１　県営住宅３―504号
債務者　山尾　公三
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　破産債権の届出期間　平成21年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２９５号
宮崎市恒久南２丁目13番地17、前住所宮崎市まなび野３丁目３番地５
債務者　清水　　一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　松田共同法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成21年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月２日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１０９号
愛知県安城市赤松町北新屋敷106番地
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
愛知県安城市赤松町北新屋敷106番地
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
愛知県高浜市神明町８丁目８番地15
債務者　加藤　壽行
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
函館市富岡町２丁目53番８号
債務者　塩谷　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８８号
函館市上新川町６番11号
債務者　佐藤　卓郎
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１１５号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷66番地24
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―27―502
債務者　西巻　友美
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１５号
埼玉県北本市東間６丁目109番地５　サンハイム西山201
債務者　渡邉　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１７号
埼玉県蓮田市大字黒浜1513番地の１　エルディム峯パート２―102号
債務者　若月　芳章
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
埼玉県新座市野火止３丁目16番54―203号
債務者　久保田公子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
盛岡市加賀野４丁目３番44号
債務者　藤村　愛子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０５号
宮城県東松島市大塚字東名102番地
債務者　京野みわ子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
宮城県東松島市大塚字東名102番地
債務者　京野　昭彦
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係